

しゅっせきていし
《 出席停止について 》

学校保健安全法第19条に基づく基準により、他の児童生徒に感染するおそれのある間は出席停止となり、登校できないことになっています。

- 出席停止の期間中は欠席扱いになりません。
- 医師の診断を受けたときは必ず学校へご連絡ください。
- 登校許可書はいりません。
- 感染症により出席停止の期間が決められていますが、医師等（保健所を含む）の許可が出た場合は、登校してかまいません。

○主な感染症と出席停止期間

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症してから5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日を経過するまで
百日咳	咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺がはれあがってから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなってから2日を経過するまで
感染性胃腸炎	おう吐、下痢がなおるまで
その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで

一人で悩まないで 相談しましょう！

○いじめ不登校電話相談窓口（月～金 9:00～16:00） TEL 052-961-0900

○いのちの電話 （1年を通して毎日 24 時間） TEL 052-931-4343

秘密は守られます 安心して電話してください！！

各学校にも相談窓口があります。

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本人だけでなく、ご家族の方も相談できます。

※相談の日時は学校にお問い合わせください。

教育委員会や教育支援センター（あゆみ学級）等でも相談に応じています。

※詳しくは、教育委員会にお尋ねください。